

■国際協力部長と国際協力部教官が北京に出張しました

平成29年6月1日（木）、中華人民共和国・北京において、「市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェクト」に関する定期会合である、第4回 Joint Coordinating Committee（JCC）が行われ、当部から阪井光平国際協力部長及び前田澄子教官が参加しました。

JCCでは、プロジェクトの対象機関である全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会及びJICA等の関係者が一堂に会し、今年度のプロジェクトについて、その対象法令を民法及び専利法（専利には、特許及び実用新案、意匠を含む。）とすることに合意した他、今後の具体的な活動予定等について、活発な意見交換が行われました。



【JCCの様子】

JCCの後は、民法典編さんを担当している全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会民法室や中国社会科学院法学研究所といった関係機関との間で、今年度のプロジェクトの進め方について、更に具体的な協議を実施しました。

また、昨年度のプロジェクトにおいては、民法総則の起草支援を実施し、中国では、2017年3月に民法総則が成立しました。中国国内では、既に、同法令の注釈本も市販されており、その中には、支援から学んだ日本法との比較法的検討が多数紹介されていました。中国側からは、日本の支援について謝意が述べられるとともに、全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会民法室副主任である段京連氏から、阪井光平部長に、同注釈本が贈呈されました。



【阪井光平部長と段京連全人代常委会法制工作委员会民法室副主任】